

## 登録

- ・ 利用登録ができるのは下記のどちらかの要件を満たす20歳から60歳までの方とします。
  - ◆ 現住所が伊勢市である独身男女
  - ◆ 「いせむすび」登録企業従業員で伊勢志摩定住自立圏域内に在住する独身男女  
※伊勢志摩定住自立圏域…鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町
- ・ 学生は利用登録できません。
- ・ 登録時に重要事項を説明する時間を要するため、登録の際は電話で相談予約をお願いします。
- ・ ご家族や友人など本人以外の方による登録はできません。
- ・ 来所による登録のみとします。(電話、ファックス、メールでの登録不可)
- ・ 登録時に職員が身分証明書等を確認します。
- ・ 暴力団員(伊勢市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)である者は利用登録できません。

## 閲覧

- ・ 登録者プロフィール(異性に限る)の閲覧を希望する際は、電話で予約が必要です。
- ・ 閲覧は登録者本人のみ可とし、閲覧前に職員が本人確認を行うものとします。
- ・ プロフィールの閲覧は職員立ち合いのもと月1回かつ30分以内とします。
- ・ プロフィールの撮影等の行為は禁止します。
- ・ プロフィールの修正は職員立ち合いのもとで差し替え可とします。
- ・ 翌月の閲覧予約は当月の15日以降で予約が可能です。
- ・ 顔合わせを希望する相手が決まったら職員に申請し、職員から相手に顔合わせ希望の連絡を行います。  
相手から顔合わせ不可の回答があること、あるいは回答が得られない場合もあります。
- ・ ひと月に顔合わせ希望が出せるのは1人までとします。
- ・ 顔合わせをお断りされた相手に対し、再度申し込みをすることはできません。

## 顔合わせ

- ・ 顔合わせは予め調整した日時にセンター内で行うものとします。
- ・ 顔合わせ時に職員が諸注意事項など説明したのち30分間トークタイムをとります。
- ・ 登録者本人以外の同席は不可とします。
- ・ 連絡先の交換は自己責任とし、トークタイムに行ってください。
- ・ トラブルを防止するため、顔合わせにて連絡先を交換した男女のプロフィールは他の登録者から閲覧できない状態にしますので、閲覧できる状態に戻したい場合は必ずセンターまでご連絡ください。

## その他

- ・ センターからの連絡が取れない状況が続く場合などはセンターの判断で登録を抹消する場合があります、これに異議を申し立てることはできません。
- ・ 登録者による職員への悪態、暴言、及び不誠実な利用であるとセンターが判断した場合は登録を抹消するほか、警察や弁護士等へ通達や相談を行う場合があります。
- ・ 登録の抹消を希望される場合は、センターまで本人よりお申し出ください。
- ・ 2024年3月31日をもって登録者情報はすべて自動的に抹消されます。引き続き利用を希望される場合は、年度ごとに登録が必要です。
- ・ 万が一、お相手の方等との間でトラブル等が発生した場合、当事者間で解決してください。
- ・ 閲覧や顔合わせ確定後のキャンセルはやむを得ない事情以外は固くお断りします。
- ・ 不誠実なキャンセルについては以降の利用や次年度の登録をお断りする場合があります。
- ・ ご成婚となられた場合は登録を抹消させていただきます。